

## ① 事前協議・関係法令の手続き ② 事業計画認定申請

企業立地奨励金等を受けるには、事前に事業計画の認定を受ける必要があります。

※認定事業計画に掲載がないものは、奨励の対象となりません。

### 事前協議・関係法令

事前協議・関係法令の手続きを確認します。

- 対象施設等・従業員住宅等を取得するときは、**総合政策課**あて事前に相談します。
- 事前協議の必要の有無を確認するほか、関係法令の一覧表を受け取り、必要な手続きについて各企業等が確認をしてください。

●奨励金の交付は、関係法令の遵守を前提としています。遺漏のないよう対応ください。

### 事業計画認定申請の期限

下記のうち最初に到来する期日の**30日前**までに提出します。

#### (1) 対象施設等の新增設等

- 施設を建築工事等により取得する場合 建築工事の着工日の30日前
- 施設を売買により取得する場合 売買契約の締結日の30日前
- 施設を賃借する場合 賃貸借契約の締結日の30日前

#### (2) 従業員住宅の新增設等

- 従業員住宅を建築工事等により取得する場合 建築工事の着工日の30日前
- 従業員住宅を売買により取得する場合 売買契約の締結日の30日前

### 必要な書類

必要な書類を揃え、商工観光課あて提出します。

- 必須  (別記様式第1号) 事業計画認定申請書 (メール提出可)  
 必須  (別記様式第2号) 宣誓書兼同意書 【押印後郵送をお願いします】



添付書類 <<メール等で提出します>>

#### (1) 対象施設等の新增設等のとき

- 事業計画書 基本的に市の様式を使いますが、補助金等で策定済の計画の流用も可能です。
- (法人)登記事項証明書(履歴事項全部証明書に限る)(個人)住民票の写し
- (法人)直近の収支決算書2年分(個人)直近の確定申告書の写し2年分
- 事業計画に係る事業場及び対象施設等の位置図及び配置図
- 取得又は賃借する施設(=家屋)に係る取得価格又は評価額が分かるもの
- その他市長が必要と認める書類 (必要な時は市から連絡します)

#### (2) 従業員住宅の新增設等のとき

- 事業計画書 基本的に市の様式を使いますが、補助金等で策定済の計画の流用も可能です。
- (法人)登記事項証明書(履歴事項全部証明書に限る)(個人)住民票の写し
- (法人)直近の収支決算書2年分(個人)直近の確定申告書の写し2年分
- 事業計画に係る従業員住宅の位置図及び配置図
- 事業計画において取得する従業員住宅に係る取得価格が分かるもの
- その他市長が必要と認める書類 (必要な時は市から連絡します)

【問合せ先】 那須烏山市商工観光課商工振興グループ 電話 0287-83-1115

メール [shohkohkankoh@city.nasukarasuyama.lg.jp](mailto:shohkohkankoh@city.nasukarasuyama.lg.jp)

R6.4.1